**○環境省告示第十一号**

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年二月二十三日

環境大臣　細野　豪志

一　大雪山国立公園
　公園事業の名称及び種類　区域
　糠平博物展示施設　北海道河東郡上士幌町（糠平集団施設地区）

**○環境省告示第十二号**

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年二月二十三日

環境大臣　細野　豪志

一　知床国立公園
　羅臼湖線道路（歩道）事業（平成四年七月環境庁告示第五十六号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　路線
　羅臼湖線道路（歩道）　起点―北海道目梨郡羅臼町（見返峠・車道分岐点）
　終点―北海道目梨郡羅臼町（羅臼湖）

　ホロベツ園地事業（昭和六十二年八月環境庁告示第三十三号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　ホロベツ園地　北海道斜里郡斜里町（ホロベツ）

二　支笏洞爺国立公園
　支笏湖動物繁殖施設事業（平成八年二月環境庁告示第九号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　支笏湖動物繁殖施設　北海道千歳市（支笏湖集団施設地区）

三　小笠原国立公園
　母島北進線道路（車道）事業（平成二十二年二月環境省告示第九号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　路線
　母島北進線道路（車道）　起点―東京都小笠原村母島（蝙蝠谷・国立公園境界）
　終点―東京都小笠原村母島（北村）

四　南アルプス国立公園
　北沢宿舎事業（平成十一年八月環境庁告示第四十一号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　北沢宿舎　山梨県南アルプス市（北沢）

五　瀬戸内海国立公園
　鳴門宿舎事業（平成三年七月環境庁告示第四十四号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　鳴門宿舎　徳島県鳴門市（鳴門集団施設地区）

六　雲仙天草国立公園
　雲仙温泉宿舎事業（平成八年二月環境庁告示第九号により公示）の変更
　変更後の公園事業の名称及び種類　区域
　雲仙温泉宿舎　長崎県雲仙市小浜町雲仙（雲仙温泉集団施設地区）

**○環境省告示第十三号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十三日

環境大臣　細野　豪志

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　株式会社富山環境整備
ロ　住所　富山県富山市婦中町吉谷三番地三
ハ　代表者の氏名　代表取締役　松浦　英樹
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
　富山県富山市婦中町吉谷字殿山二番一、二番十八、二番十九及び二番二十一並びに字背戸山十番四、十一番二、十一番八及び十一番九並びに字大谷二百七十番

三　無害化処理の用に供する施設の種類
　廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等（電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）

**○中国地方整備局告示第十七号**

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十三日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　路線名　中国横断自動車道尾道松江線
(二)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| 雲南市木次町下熊谷五七〇番一から同市三刀屋町三刀屋一四九四番一三まで | 敷地の幅員 | 延長 |
| | 前　六二・一九～一六二・五一（メートル） | 後　〇・一一八（キロメートル） |
| | 五四・七一～一五〇・九七（メートル） | 〇・一一八（キロメートル） |

(三)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

**○中国地方整備局告示第十八号**

太田川水系に係る指定区間外の一級河川古川について、昭和四十四年四月八日付けで告示された建設省告示第千三百三十三号を次のように改める。

関係図面のうち、第三十八号図から第四十一号を次のように改める。

その関係図面は、中国地方整備局及び同局太田川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年二月二十三日

中国地方整備局長　戸田　和彦

次の図面（第一号図から第二号図まで）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域以外の区域は廃止する。

（図面省略）

**○四国地方整備局告示第二十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十三日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十六号
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。）
五　申請年月日
　平成二十四年二月三日
六　縦覧場所
　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び中部地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課並びに富山県生活環境文化部環境政策課並びに富山市環境部環境政策課及び婦中総合行政センター市民生活課